

# 事業分野別経営力向上推進機関について

- ①事業分野別指針に定められた事項に関する普及啓発及び研修や②経営力向上に関する最新の知見の収集分析を行う機関として、「事業分野別経営力向上推進機関」を新設。
- 人材育成を行った場合には、労働保険特会から能力開発事業として助成を受けることができる。
- (独) 中小企業基盤整備機構からの専門家の派遣を受けることができる。

